

社会福祉 あきた

NO.
359
2021.3.9



「秋田市地域福祉おむすびネット」
～令和2年7月大雨被害時の災害
ボランティアへの参加（松寿会）～
写真提供：秋田市社会福祉協議会
（詳しくはP4へ）

特集

P2 成年後見制度の利用促進に向けて

- P4 社会福祉法人・施設と社会福祉協議会による
“法人連携”の取組みをご紹介します！
- P5 コロナ禍における災害に対する取組み
中学生の福祉の仕事セミナーのご案内
- P6 賛助会員の皆様をご紹介します！
- P8 秋田県災害遺児愛護基金事業感謝状贈呈式を開催しました
皆様の善意



ふれあいネットワーク

社会福祉
法人 **秋田県社会福祉協議会**
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

特集

成年後見制度の利用促進に向けて

～権利擁護支援体制の構築に係る本会の取組み～

本会では、判断能力が不十分な高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できる地域共生社会の実現を目指し、モデル事業の実施や県からの事業受託により、市町村における円滑な成年後見制度の利用などが進むよう権利擁護支援体制の整備促進に取り組んでいます。

取組みの背景

本県は、高齢化率が全国で最も高く、認知症高齢者が増加すると予想される一方で、成年後見の市町村長申立て件数は全国で最も少なく、下のグラフのとおり、申立総数に対する割合も全国を下回っています。

成年後見制度の利用を着実に進めるため、国の成年後見制度利用促進基本計画では、令和3年度末までに達成すべき成果指標(KPI)を設定しています。その中には、市町村における中核機関の整備や成年後見制度利用促進計画(以下「利用促進計画」)の策定など、市町村が取り組むべき施策に関する目標も設定されています。

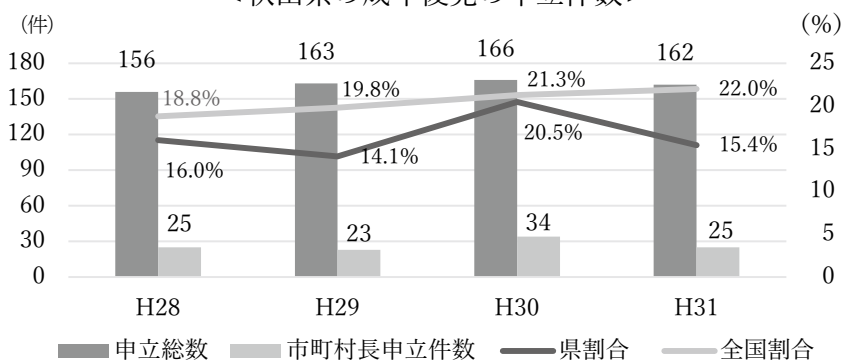
特に、中核機関の整備は、どの地域に住んでも成年後見制度を利用できる体制を構築する上で、重要な施策です。

中核機関の具体的な機能は、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の4つであり、中核機関は、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核を担います。

しかし、本県では令和元年度末ま

で中核機関を設置した市町村はなく、また、利用促進計画を策定したのは3町村のみでした。

<秋田県の成年後見の申立件数>



最高裁判所「成年後見関係事件の概況」から

モデル事業の取組み

本会が市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」)に委託して実施している日常生活自立支援事業では、

利用者の判断能力低下に伴う成年後見制度への円滑な移行が課題となっています。

この課題を解決するため、市町村社協には、成年後見制度に関する相談・利用支援機能を持つ権利擁護センターの設置や、身上監護を中心とした法人後見への取組みが求められています。

そこで、本会では、赤い羽根共同募金の助成金を活用して、平成27年度から「権利擁護支援の体制構築モデル事業」を実施し、令和元年度までに能代市・横手市・湯沢市・鹿角市・三種町の各社協をモデル社協に指定しました。このうち4社協がこれまでに法人後見を実施しており、3社協が権利擁護センターを設置(うち1社協は準備中)しています。

また、こうした取組みを背景に、三種町が令和2年7月に県内で初となる中核機関を設置し、これに令和3年1月、鹿角市が続きました(いずれも社協が受託)。

今年度は、八峰町社協をモデル社協に指定し、令和3年度からの権利擁護センター設置に向けた八峰町及び同町社協の取組みを支援しています。

県からの受託事業の実施

県では、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築など市町村における体制整備を総合的に支援するため、令和元年度から「成年後見制度利用促進事業」を実施しており、本会は、その事業を受託（令和元年度は一部受託）しています。

今年度の受託事業の内容は、①市町村における体制整備に向けた実務研修の開催、②専門職による巡回相談の実施、③関係団体等との連携体制を構築するための連携支援会議（以下「会議」）の開催です。

会議は、県域を対象とするものに加え、県内6地域（大館鹿角、能代山本、男鹿南秋、秋田由利、大仙仙北、横手湯沢）において開催し、家庭裁判所（本庁・支部）の職員や各地域の弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職、市町村及び市町村社協の担当者が出席しました。

会議では、各市町村の成年後見制度の利用状況や社協の取組みなど、地域の実情を踏まえて情報交換を行いました。会議における意見を整理し、権利擁護支援体制の構築に向けた方向性と課題を下記のとおりまとめています。

また、会議では、関係機関に期待する役割について、次のような意見がありました。

○家庭裁判所に対して

制度の広報（メルिट・デメリットの説明等）や申立て関係書類の簡略化
○行政に対して

成年後見制度に関する情報の集約や相談窓口の一本化、潜在ニーズの掘り起こし、申立費用や報酬助成の予算化
○市町村社協に対して

日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑な移行と法人後見の実施

今後の取組みについて

会議において、市町村行政と社協が連携して支援体制を構築していく必要性を確認できたことから、今後は地域を基本に、状況や課題などに応じた協議の場づくりも進めていきます。

また、市町村社協には法人後見の実施が期待されていることから、「権利擁護支援の体制構築モデル事業」によりその取組みを支援していきます。

本会では、こうした事業を継続し、県と関係機関と連携・協力しながら、本県の成年後見制度の利用促進に向けた取組みを一層進めてまいります。

連携支援会議で見た権利擁護支援体制構築の方向性と課題

市町村計画の策定について

- ・単独の策定（予定含む）は少ない。多くが地域福祉計画と一体的に策定（予定含む）している。

中核機関の設置について

- ・中核機関の設置（予定含む）は、直営と委託が半々となっている。委託先は社協が想定されている。
- ・地域包括支援センターや社協等が持つ機能を合わせて中核機関として位置付ける市町村もある。
- ・設置未定の市町村は直営か委託が決めかねている。人員体制が脆弱な上、担当職員の理解・知識不足などが背景にあり進まない。
- ・社協が中核機関を受託することについて、人員配置等に必要な財源の確保が課題で進まない。行政と協議できていない状況もある。

中核機関の機能について

- ・住民はもちろん、福祉関係者も制度を理解していない場合が多い。
- ・専門的な手続きが終われば解約できる、など親族が都合よく解釈しているため、担当者が丁寧に説明してもデメリットが強く意識され、利用促進ではなく利用抑制になってしまう。

後見機能について

- ・後見人のなり手がいないと利用が進まない。地域の受け皿として市民後見人や法人後見が必要である。
- ・親亡き後など長期的な支援を複数の職員がチームで対応できるメリットから、市町村では市民後見人よりも法人後見の実施を促進したいと考えている。

日常生活自立支援事業からの円滑な移行について

- ・成年後見制度への移行が必要と思われるケースの相談が増えている。
- ・日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行のタイミングや方法などがイメージできない。

社会福祉法人・施設と社会福祉協議会の連携

今回は、秋田市社会福祉協議会と能代市社会福祉協議会による“法人連携”の取組みをご紹介します！

秋田市地域福祉おむすびネット

～できる範囲でやりたいことを～

社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会

改正社会福祉法により、地域のニーズを踏まえた公益的な取組みの実施が社会福祉法人の責務となりました。

しかし、秋田市が行った社会福祉法人を対象とした調査では、「地域の福祉ニーズをどのように把握したらよいか」「単独法人での実施は重荷」などの課題が浮き彫りとなり、各法人での取組みが停滞していました。

そこで、社会福祉法人の組織化を図り、法人間の連携による取組みを検討しましたが、既存の種別組織とのすみ分けの問題がありました。このため、もっと気軽に公益的な取組みに参画できるように、秋田市社会福祉協議会では、

平成30年度に「秋田市地域福祉おむすびネット」をつくりました。

これは、社協が把握している地域のニーズを基に10種類以上の地域公益活動メニューを作成し、各法人ができる範囲で選択して参画する仕組みです。

組織化せず年会費もなく、必要な経費はその都度実施する法人が負担する方式をとっています。

これまで13の法人が登録し、延べ57のメニューに取り組んでいます。

今後、できるだけ多くの法人からの参画を得て、それぞれの法人が持つ強みを活かしながら地域の課題解決に取り組んでいきたいと考えています。

取組み内容(メニュー)の例

■相談所・講座等への専門職の派遣

地区社協、地区民児協、町内会、地域サロンなどに福祉の専門職を派遣します。

■施設内での居場所の提供

町内会などが各種サロン等を実施するための一室を提供します。参加者への健康チェックや福祉相談にも応じます。

■就労・社会復帰のための作業体験

作業体験のため高齢者、障害者、ひきこもりの方などを授産施設等で一時的に受け入れて、自立支援を行います。

■ボランティア・福祉職希望者体験プログラム

ボランティアを希望する方や福祉職を目指したい人の体験プログラムを作成して、受け入れと育成を図ります。

■施設の見学・施設での講習

地区社協、地区民児協、町内会などの福祉施設を見学したい、または介護のことを教えてほしいという要望に対して、受け入れを行います。

能代市における

社会福祉法人の連携について

社会福祉法人 能代市社会福祉協議会

社会福祉協議会(以下「社協」)の役割は、「困難を抱える市民を支援すること」「そうした市民を支え合う地域を支援すること」です。

この認識のもとで、私たちは専門職として様々な活動に取り組んでいます。

平成28年度には、地域社会への貢献が社会福祉法人の責務となり、社協はその先頭に立たなければならぬという全国社会福祉協議会の考え方も示されています。

こうした中、能代市社協では地域で求められている様々な福祉ニーズにアンテナを張り、今まで対応できていなかった地域課題の解決に向けて取組みを進める必要性を感じていました。

「能代市社会福祉法人連絡会」設立に向けた取組みのきっかけは、市内の社会福祉法人から「単独で活動しても良い案が浮かばない」「人間的にも財政的にも厳しく組織化して活動することができないか」という声が出てきたことです。8法人に呼びかけ、検討会議を重ね、令和2年3月23日に連絡会が発足しました。

これにより、高齢者から障が

い者、子どもや生活困窮まで多くの分野にわたる専門性やノウハウ、ネットワーク等を活かしながら、分野横断的な取組みを進めることが可能となりました。

9法人が連携することで、取組みの継続性・安定性の確保のほか、社会福祉法人の役割や存在意義に関する地域の方の理解促進など、多くの成果が期待できます。

事業は、令和2年10月に開始、「我が事・丸ごとサービスガイド」を作成し、各法人の事業所窓口には「暮らしのなんでも相談窓口」と記されたのぼり旗を掲げました。多くの方のご利用をお待ちしています。

今後、連絡会の基礎をしっかりと固め、積極的に情報の収集や提供、広報活動を行うとともに、活発な議論を行いながら、「地域貢献」に取り組んでいきたいと思っています。



→このほりが目印です！

「コロナ禍における災害に対する取組み」 —大雪による除雪ボランティア活動から—

記録的な大雪による災害

本県では、内陸南部を中心に昨年12月中旬から2月上旬にかけて大雪となりました。

家屋や生活道路の除排雪が追いつかないこと等により多くの住民の生命、身体へ危害を及ぼす恐れや日常生活への大きな影響が生じたことから、県内7市町村(横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村)に「災害救助法」が適用されました。

こうした中で、各市町村社会福祉協議会(以下「社協」)では、社協が有するネットワークを活用し、高齢者や障害者世帯等自力での除雪が困難な世帯を対象に、多くのボランティアによる除雪活動を実施しました。

活動から見た成果と課題

コロナ禍における活動のため、ボランティアの募集対象を同一市町村内又は県内の在住者に限

定せざるを得ず、活動者の確保に苦慮したところもありますが、県内の多くの企業や学校等が除雪ボランティア活動に参加するなど、地域における支援の輪が広がりました。

一方で、住民ニーズの多くが、ボランティアによる対応ができない屋根の雪下ろしであり、また、屋根の雪下ろし後でなければ活動場所の安全確保が難しいため、除雪ボランティアを派遣できないという課題もありました。

今後の災害発生への備え

この度の活動のように、コロナ禍における災害時には、県内のボランティア活動者や関係機関・団体等の協力が不可欠となります。

本会では、今後の災害発生に備え、引き続き、平時から関係機関等との連携・協力体制の構築及び強化に向けて取り組んでいきます。

県内の中学校・教育関係者の皆様へ

中学生の福祉の仕事セミナーのご案内

本会では、県内の中学生を対象に、福祉現場で働く若手職員が講師となって学校を訪問し、福祉の仕事の魅力をお伝えする、「中学生の福祉の仕事セミナー」を開催しています。

令和2年度は年間を通じて、全県で8校から申込みがあり、約600名の生徒と教職員の皆さんに参加していただきました。各学校では、このセミナーをキャリア教育、進路指導、総合的な学習や家庭科など、様々な授業と関連させて活用しています。

セミナーでは、介護、障害、保育等の各分野について、福祉現場で働く職員等から、仕事の種類や内容、必要な資格等の説明や福祉の現場での体験談等を聴くことができ、開催校の希望により分野を選択できます。

また、講師の手配や連絡は本会が行うほか、開催校の費用負担はありません。会場は、教室や体育館、校内の多目的ホール等、セミナーを受講する生徒の人数等により設定し、保護者の

参加も可能です。

セミナー終了後には生徒の皆さんに、より効果的な内容とするよう、アンケートへのご協力をお願いしています。

セミナーは、中学生に将来の職業選択の一つとして、福祉の仕事について関心を持ってもらう貴重な機会です。

令和3年度も年度始めから事業を実施する予定ですので、各学校には、年間のカリキュラムの一つとして計画していただくようお願いいたします。

参加申込みをお待ちしています。



問合せ先

施設振興・人材・研修部

TEL (018) 864-3161

あたたかいご支援ありがとうございます

賛助会員の皆様をご紹介します

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ■ アールワイ保険サービス株式会社 | ■ 株式会社近畿日本ツーリスト東北秋田支店 |
| ■ 秋田印刷製本株式会社 | ■ 互大設備工業株式会社 |
| ■ 秋田キャッスルホテル | ■ 株式会社三戸印刷所 |
| ■ 秋田協同印刷株式会社 | ■ 株式会社ジェー・シー・アイ秋田支店 |
| ■ 株式会社秋田銀行 | ■ 株式会社ジャパンビバレッジ東北 |
| ■ 秋田県火災共済協同組合 | ■ 株式会社東海林印刷 |
| ■ 秋田県ヤクルト連合会 | ■ シン・エナジー株式会社 |
| ■ 秋田ステーションビル株式会社 | ■ 新日本法規出版株式会社仙台支社 |
| ■ 秋田ゼロックス株式会社 | ■ 一般社団法人生命保険協会秋田県協会 |
| ■ 秋田電気通信株式会社 | ■ 大日商事株式会社 |
| ■ 秋田電通協会 | ■ 太平ビルサービス株式会社秋田支店 |
| ■ 株式会社アキタネット | ■ 太陽印刷株式会社 |
| ■ 秋田ビューホテル | ■ 中央法規出版株式会社仙台営業所 |
| ■ 有限会社秋田ランチサービス | ■ 株式会社塚田美術印刷 |
| ■ アフラック生命保険株式会社 | ■ 東洋羽毛北部販売株式会社 |
| ■ 有限会社池田看板 | ■ トヨタカローラ秋田株式会社 |
| ■ 株式会社イチネン | ■ 株式会社那波伊四郎商店 |
| ■ 株式会社エクシング | ■ 富国生命保険相互会社秋田支社 |
| ■ 株式会社桜竹 | ■ 株式会社フロム・エー |
| ■ 株式会社男鹿水族館 | ■ 株式会社北都銀行 |
| ■ C A R P | ■ 株式会社マルシン |
| ■ 有限会社金圓 | ■ 名鉄観光サービス株式会社秋田支店 |
| ■ 株式会社かんきょう | ■ リコージャパン株式会社秋田支社 |

令和3年3月1日現在（50音順・敬称略）

賛助会員を募集しています

本会は、地域住民や関係者の協力のもとに、誰もが、それぞれの地域で、その人らしく、安心して暮らし続けることができる地域づくり（＝地域福祉）を進めることを目的として、様々な活動を展開しています。

県内の市町村社会福祉協議会、社会福祉施設等の一般会員のほか、本会の目的に賛同する方々に賛助会員となっただき、その会費を地域福祉推進のための財源としています。

本会の趣旨にご賛同いただき、ぜひご入会くださるよう、お願い申し上げます。

会費 1口 10,000円以上 ※何口でもご加入できます。

詳しくは右記のQRコードから当該ページにアクセスいただけます。

問合せ・申込先

総務企画部 TEL：(018) 864-2711 FAX：(018) 864-2702



令和3年度

<https://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料（1名あたり）

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額		4,000円	
賠償責任の補償	地震・噴火・津波による死傷		×	○
	賠償責任保険金（対人・対物共通）		5億円(限度額)	
年間保険料			350円	500円

商品パンフレットは
コチラ



（ふくしの保険
ホームページ）

団体割引 20%適用済／過去の損害率による割増引適用

＜基本プランに加入される方へ＞

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険（傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険）

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償！

送迎サービス補償（傷害保険）

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償！

福祉サービス総合補償

（傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険（オプション））

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償！

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、年末年始を除きます。）

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763

受付時間：平日の9:30～17:30（12/29～1/3を除きます。）

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

秋田県災害遺児愛護基金事業感謝状贈呈式を開催しました

災害遺児愛護基金事業は、交

通・労働・自然災害により、父や母が亡くなったたり重い障害を負ったたりした場合、義務教育修了前の児童を養育している保護者に、県民の皆様の善意による寄附金と基金の運用益により、子ども達への見舞金や激励金、入学・卒業祝金をお届けし、子ども達の健やかな成長を支援する事業です。

昭和45年6月に創設された財団法人秋田県災害遺児愛護会の解散に伴い、平成22年6月に本会が事業を継承し今年度で10年を迎えました。

この節目に当たり、本事業に賛同し平成22年度以降継続して5年以上にわたりご寄附をいただいた14団体に感謝の意をお伝えするため、1月15日に秋田県社会福祉会館において感謝状贈呈式を開催しました（当日は9団体が出席しました）。

災害遺児が健やかに成長できるよう、本会としても基金事業の運営に努めてまいりますので、引き続き皆様からのご支援とご協力をお願い申し上げます。

■感謝状贈呈先

- ・秋田県労働福祉協議会様
- ・秋田市交通安全母の会 連絡協議会様
- ・秋田県自動車販売店協会様
- ・秋田県軽自動車協会様
- ・損害保険ジャパン株式会社 秋田支店様
- ・秋田春光懇話会様
- ・公益社団法人秋田県バス協会様
- ・NTT東日本秋田グループ様
- ・NTT秋田社会貢献推進会議様
- ・秋田市佛教会様
- ・AIRオートクラブ秋田支部様
- ・JSA中核会秋田支部様
- ・協和石油株式会社社員御一同様
- ・デイリーヤマザキ湯沢関口店 お客様御一同様



～感謝状贈呈式出席者～

皆様の善意

【令和2年12月18日から
令和3年2月10日まで】

◎ご寄附◎

- 秋田県ヤクルト連合会様 400,000円
- 協和石油株式会社様 100,000円
- 北都銀行職員組合様 25,000円



秋田県ヤクルト連合会様



協和石油株式会社様

◎指定寄附◎

- 公益社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会 秋田県協会様
- 《光触媒空気清浄機1台及び寄附金7,500円》
- ↓県内児童養護施設4カ所へ
- 《光触媒空気清浄機3台》
- ↓秋田赤十字乳児院へ



公益社団法人生命保険
ファイナンシャルアドバイザー
協会秋田県協会様

◎物品預託◎

- 秋田県写真協会様 写真377枚
- ↓県内の福祉施設へ



秋田県写真協会様

◎災害遺児愛護基金事業へのご寄附◎

- 秋田県労働福祉協議会様
- 金 康弘様 80,000円
- 匿名様 20,000円
- 株式会社チームささえ愛・親睦会様 10,000円
- 横手市金沢地区民生児童委員協議会様 9,000円



秋田県労働福祉協議会様

善意の募集について

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉へのご寄附をお待ちしております。

問合せ先

総務企画部
TEL(018) 864-2711